

千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則（案）に関する 意見と県の考え方

千葉県環境生活部ヤード・残土対策課

1 パブリックコメント実施期間

令和5年11月15日（水）～12月15日（金）

2 意見提出者数（意見の延べ件数）

7人（29件）

3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約しています。

※複数の理由から意見が述べられている場合は、意見の概要を分けて掲載しています。

意見の概要	県の考え方
施行規則案の概要に対する意見	
住民への周知について	
<p>事業者が住民に対して、事業の内容等を周知するための説明会を原則実施するよう定め、事業者がその責めに帰することのできない事由で説明会を開催できない場合に限り、代替案にて対応する規定を設けていただきたい。</p>	<p>県では、住民と事業者との相互信頼関係の構築が重要であると考えていることから、住民説明会の開催が必要であると考えており、これが第一の手段となるよう制度を運用していく予定です。</p> <p>もっとも、対象範囲に住民がほとんどいない場合や、住民側が書面配布を希望する場合など、地域の実情に応じて適切な周知方法を選択すべき事例があることを想定し、規則では、住民説明会の開催に限定するのではなく、これ以外の方法についても規定しています。</p>
<p>立地制限がないため、学校、保育所及び病院等について、「住民への周知」の対象として規定を設けていただきたい。</p> <p>また、説明会の開催方法等については、町会または自治会（地域の代表）と協議することが想定されることから、町会住民及び自治会住民等を「住民への周知」の対象とする規定を設けていただきたい。</p>	<p>条例第7条の規定による住民への周知については、必要な措置を講じることが許可の要件として位置付けられており、許可又は不許可の判断を左右する重要な手続となっています。</p> <p>そのため、要件の明確性の観点から、住民説明会の対象を協議等に委ねるのではなく、事業場から300mの範囲内の住民と規定することとしましたが、これは、対象とされなかった住民や団体が直ちに説明会から排除されることを意味するものではなく、事業者に対しても、正当な理由なく特定の者の出席を拒むといった不適切な開催方法を認める趣旨の定めではありません。</p>
<p>住民への周知について、土地所有者に対する説明は不要とするのはなぜか。</p>	<p>条例第1条において、この条例の目的を「県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全上の支障の防止を図る」としていることと、住民の生活を守ることを主眼とした制度であって、土地の保全や土地の財産的価値の保護を主眼とした制度ではないため、条例第7条においても、「周辺地域の『住民』に対し」事業内容の周知をしなければならないと規定したものです。</p> <p>もっとも、規則では、要件の明確性の観点から、住民説明会の対象を事業場から300mの範囲内の</p>
<p>条例及び規則が施行されることにより、問題発生リスクは大幅に減少することと思うが、仮に、再生資源の落下や汚水が流出するなど近隣の環境保全上支障を与える問題が発生し、行政や事業者が気付けない場合は、近隣土地所有者がスクラップヤード</p>	

<p>ドの存在を把握しているかどうかで、問題発覚までにかかる時間が異なると思う。</p> <p>また、自身の持つ土地の隣に新しくスクラップヤードが設置される場合、事前の把握や、事業者とのやりとりを望む土地所有者は多いと考える。</p> <p>ついては、生活環境の保全上の支障となることを抑制するために、隣接する土地の所有者への周知を努力義務とするなど、周知方法の追加を検討してほしい。</p>	<p>住民と規定することとしましたが、これは、対象とされなかった者が直ちに説明会から排除されることを意味するものではなく、事業者に対しても、正当な理由なく特定の者の出席を拒むといった不適當な開催方法を認める趣旨の定めではありません。</p>
<p>条例に基づき、事業者が変更の許可等をする場合は、住民等への周知が改めて必要であることから、再度説明会を実施する規定を設けていただきたい。</p>	<p>条例第12条第2項において、「第9条及び第10条の規定は、前項の許可について準用する」と規定しており、変更の許可を取得するに当たっては、これに含まれない条例第7条に規定する住民への周知は、不要であると整理しています。</p> <p>なお、事業者や事業場の所在地などは、そもそも変更可能な事項に当たらず、また、変更しようとする事項が事業内容の全体に大きく影響し、その結果、およそ従前の事業から引き続き行われるものと見ることができないような場合などは、新規の事業として扱うことがあります。</p>
許可申請関係について	
<p>囲い（塀）の高さ5mとなると、保管物の荷重に耐えられるものかという強度検討書の提出も必要ではないか。</p>	<p>条例第9条第2号ロにおいて、「保管物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること」を許可の基準としています。</p> <p>規則では、囲いが構造耐力上安全であることを確認するため、許可申請書の添付書類として「特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書」を提出させることとしています。</p>
基準遵守義務関係について	
<p>金属及びプラスチックのみを保管する場合、高さ制限は設けないとのことだが、その理由はなぜか。</p>	<p>金属スクラップのみ、プラスチック類のみを保管する場合においても、保管物の高さは、保管の場所の周囲に設ける囲いの高さや勾配によって制限されます。</p>
<p>プラスチック類については、金属類と比較して、燃えやすい性質であることから、保管物の高さ制限を適用していただきたい。</p>	<p>プラスチック類のみを保管する場合においても、保管物の高さは、保管の場所の周囲に設ける囲いの高さや勾配によって制限されます。</p>
<p>再生資源としてプラスチックを扱う事業所で火災が発生したところであり、リチウムイオン電池など火災の原因となるものが混入していない場合でも、プラスチックなど可燃性の素材は延焼に繋がるため、保管の基準等がない場合は、火災リスクについても高まることと考えられる。</p> <p>条例骨子案に関するパブリックコメントにて、基準の緩和について意見が出されているところではあるが、保管に関する基準が全て適用外であると、スクラップヤード周辺における生活の安全が確保しきれない</p>	<p>しかしながら、保管の高さを最高で5mとする基準については、火災の発生又は延焼を防止する目的において規定する基準であるところ、プラスチック類を一定量以上に集積して保管する場合、消防法に規定する「指定可燃物」に該当することがあり、この「指定可燃物」の保管方法や取扱いについては、同法及び市町村の所管する火災予防条例等によって規制されています。</p> <p>火災の発生又は延焼を防止するという同一の目的において、これを同様の手法で規制する法令等が既にあることから、条例及び規則で重ねて規制する趣旨の規定は設けませんでした。</p>

<p>おそれがあるので、制限（高さ、面積等）を設けることについて検討してほしい。</p>	
<p>金属類を単独保管する場合においても、保管物の高さを一定程度に制限する規定を設けていただきたい。</p>	<p>金属スクラップのみを保管する場合においても、保管物の高さは、保管の場所の周囲に設ける囲いの高さや勾配によって制限されます。</p>
<p>金属スクラップを単体で保管する場合、保管の基準等が適用されないことについて記載があるが、再生資源の市場状況によって、市場単価が上がるまでスクラップヤード内に仕分けた再生資源を多量に堆積するといった事業所があり、保管の基準等が適用されていないことから塀の高さを超える堆積をしてしまうなど、堆積物落下などの問題が発生するリスクが高まることが考えられる。</p>	<p>しかしながら、保管の高さを最高で5mとする基準については、火災の発生又は延焼を防止する目的において規定する基準であることから、火災の発生又は延焼のおそれがない金属スクラップのみを保管する場合には、適用しないこととしています。</p>
<p>施行規則において、特に騒音の発生が大きいヤードについて規制する文言の追加を求める。 例「●●db 以上の騒音が発生する場合、防音壁等の対策を講じるものとする」</p>	<p>騒音は、事業内容や立地状況によって必要な措置や有効な対策が変わってくることから、例として挙げられているように数値基準を設定したり対策を限定したりすることは難しいため、規則において一律の規定は設けませんでした。 騒音については、条例第11条第5号において「保管等に伴う騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること」として規制しており、事業内容や周辺環境に応じて、個別に必要な措置を求めてまいります。</p>
<p>生活環境の保全上の支障となる騒音、振動及び悪臭について、規制基準を設けていただきたい。</p>	<p>騒音・振動・悪臭については、これを規制する法令等として、既に騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法、市町村の所管する環境保全条例等が、それぞれ規制基準に基づく制度を確立しています。 条例においては、これらの法令等と同様の手法によって同様の規制を重ねて行うのではなく、騒音・振動について、条例第11条第5号において「保管等に伴う騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること」とし、また、悪臭について、同条第4号において「保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること」とすることで、事業内容や周辺環境に応じて、個別に必要な措置を求める仕組みとしています。</p>
<p>その他の意見</p>	
<p>条例の委任を超える規定について</p>	
<p>説明会等の結果、住民等から遵守事項について、協定の申し出があった場合は、事業者に対し、協定の締結に努めるよう規定を設けていただきたい。</p>	<p>この規則は、条例の施行に関し必要な事項を定めるものであり、条例の委任を超えた規定を設けることはできません。</p>
<p>条例に基づく、許可の有効期間は、5年間とし、条例の許可は、その有効期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うと規定を設けていただきたい。</p>	<p>したがって、規則において条例に定めのない要件を加重したり、条例の根拠を持たない新たな義務付けを規定したりすることはありません。</p>

<p>条例に基づく、許可の有効期間を設定しない場合、更新前検査等が実施されないため、県民生活の安全確保又は生活環境の保全を図るため、定期検査等の規定を設けていただきたい。</p>	
<p>他の法令等について</p>	
<p>事業を行う資格の前に、その用途地域のルールが大前提だと思う。囲い（塀）について、敷地境界線に壁などがある場合、用途地域によっては高さ制限が設けられている場合がある。又、敷地境界線から何センチ離さないといけないなどあるかと思う。</p>	<p>用途地域における建築等の制限については、都市計画法や建築基準法によって規制されています。また、廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（通称：廃棄物処理法）によって規制されています。</p>
<p>金属以外の不要物（廃棄物）が必ず出るので、 manifests の運用が適正になされていることが必要だと思う。その他、全ての業者がとは言わないが、法人登録名が日本人であっても元々の国籍は中国人で、中国本国からの資本で運営されている場合は、利益が出ないとすれば撤退し、ゴミだけ残して放置も考えられることに注意すべきである。</p>	<p>これらの法令を遵守しなければならないのは当然のことであって、その内容は、それぞれの法令の立法目的に従ってそれぞれの法令において既に規定されていることから、条例及び規則において他の法令の遵守に関する規定は設けませんでした。</p>
<p>昔は森がゴルフコースになったが、最近では廃棄物処理業者になっているように思われる。環境のためにも森林はとても大事だ。守っていく必要がある。業者は許可を得て森林を伐採し、処理施設にしているのか。もし無断で行っていたなら、厳格に管理していく必要があると思う。</p> <p>また、廃業になって土地も廃棄物も放置したままの場所も見受けられる。廃業してしまった時に国に逃げてしまったら、その土地は放棄されてしまう。そうならないための方策も考えていった方がいいと思う。</p>	<p>森林の開発・保全については、森林法、千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例等によって規制されています。</p> <p>また、廃棄物処理施設の設置については、廃棄物処理法によって規制されています。</p> <p>これらの法令を遵守しなければならないのは当然のことであって、その内容は、それぞれの法令の立法目的に従ってそれぞれの法令において既に規定されていることから、条例及び規則において他の法令の遵守に関する規定は設けませんでした。</p>
<p>保管物に電池、消防法第2条7号に定める危険物その他火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合、これらを適正に回収し、可能な範囲で分別に努め、処理する規定を設けていただきたい。この場合において、一定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱うときは、あらかじめ消防機関と協議する規定を設けていただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>(1) 「可能な範囲で分別に努め」について、電池を発火源とする出火が多いため分別を求めるが、大量の資源物の中から電池を完全分別することは困難であることから、努力義務とする。</p> <p>(2) 後段について、消防法第9条の4の規定に基づく指定数量未満1/5以上の少量危険物、消防法第10条に基づく指定数量以上の危険物施設となる場合、消防法令の事務手続及び安全措置の指導が必要となるため、あらかじめ協議を求めるものである。</p>	<p>規則第7条第1号において、保管物に「電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるもの」が含まれる場合、「技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること」を講ずべき措置として求めています。</p> <p>なお、危険物の貯蔵方法や取扱い、消防に必要な水利施設については、消防法及び市町村の所管する火災予防条例等によって規制されています。</p> <p>これらの法令を遵守しなければならないのは当然のことであって、その内容は、それぞれの法令の立法目的に従ってそれぞれの法令において既に規定されていることから、条例及び規則において他の法令の遵守に関する規定は設けませんでした。</p>

<p>火災の発生又は延焼を防止するための措置として、消火器具などの消火設備及び消火活動に必要な水源を設置する規定を設けていただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>(1) 火災は、初期消火が重要であること。</p> <p>(2) 消火活動に必要な水源が付近にない場合、消火活動に支障を来すため。</p>	
<p>特定再生資源屋外保管事業の営みにおいては、運搬が密接に関わるものであり、重量物を積載した車両の通行による運搬経路の道路舗装や出入口部の排水構造物への影響が懸念されることから、インフラに及ぼす影響を鑑み、周辺環境への配慮という観点から、道路管理者との協議・調整等について、条例施行規則等に規定を設けていただきたい。</p>	<p>条例は、「保管物の崩落、火災の発生等を防止することで県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全上の支障の防止を図ることを目的とする」ものであり、道路の管理や保全を目的とする制度ではありません。</p> <p>また、条例は、特定再生資源屋外保管業を行う事業者を規制対象とするものであり、収集・運搬を行う事業者や、収集・運搬に使用される車両を規制対象とする制度ではありません。</p>
<p>特定再生資源屋外保管事業場の周辺に学校等の施設がある場合において、当該事業場へ搬入・搬出等する車両に対する児童生徒の通学又は園児の通園等の安全性を確保するよう規定を設けていただきたい。</p>	<p>なお、通学路の安全確保については、条例が規制対象とするスクラップヤードに係る場合に限定されず、あらゆる車両等の通行について検討されるべきものであることから、条例及び規則で個別に考えるのではなく、スクールゾーンの設定など道路交通関係の法令等に基づき、別途必要な規制が行われるものと考えます。</p>
<p>その他</p>	
<p>許可にあたり事前協議を行う予定はあるのか。</p>	<p>条例第22条において、「知事は、特定再生資源屋外保管業を行おうとする者に対し、県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全上の支障の防止を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。」と規定しており、県は、これに基づいて必要な指導を行います。</p>
<p>事業者が許可申請を行う前に、事前協議等を行う規定を設けていただきたい。</p>	
<p>住居に近接して事業場を設置する申請が提出された場合に、高さ制限や操業時間などの許可条件を付すことはあるのか。</p>	<p>許可の条件を付すかどうか、また、どのような条件を付すかは、条例第10条第2項に規定するとおり、「許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該特定再生資源屋外保管業者に不当な義務を課することとならないもの」につき、その必要に応じて個別に検討します。</p>
<p>関係法令等の手続きが適切に行われているか、確認を行うため、事業者から申請書等が提出された後、市町村または関係部局に対して、意見照会等を行う規定を設けていただきたい。</p>	<p>事業の許可又は不許可については、条例に定めた許可の基準に基づいて県が適切に判断するものであり、市町村等の意見を聴いて判断するものではありませんので、意見照会等という規定は設けておりません。</p> <p>条例を所管する県の立場からは、事業の許可申請の手続等において、他の法令に関する手続等が別途必要であることが分かった場合には、当該法令について情報提供し、また、当該法令を所管する行政機関への相談を促すなど、適切に対処してまいります。</p>
<p>適正にできないヤード業者を排除する方法として、半径〇〇〇m以内の住民3分の2の同意等が有効である。住民の同意が得</p>	<p>事業の許可について、周辺住民等の合意を要件とすることは、ある人の土地の利用や職業の選択について第三者が事実上の拒否権を有することとなって</p>

<p>られないということは、後々のトラブル回避にもつながり、ヤード業者側も運営方法が適切でないと更新等ができなくなることから、一定の抑止力につながると思う。</p>	<p>しまうため、望ましいものではないと考えることから、条例でそのような規定は設けていません。</p> <p>事業の許可又は不許可については、条例に定めた許可の基準に基づいて県が適切に判断するものであり、規則において条例に定めのない要件を加重することはありません。</p>
<p>当社は、アルミスクラップを購入、一時保管しながら隣接する非鉄精錬業の客先（系列）に卸している。</p> <p>購入するスクラップは、スクラップ業者が処理したものであり、本事業所では、バラものは擁壁のあるテント倉庫に一旦納め、客先が使いやすいよう客先の容器に詰めて払い出ししている。</p> <p>また、缶やその他屑でプレス（ボール）したものは一旦、場内（テント下、または屋外）に保管し、客先の使用に合わせ払い出しを行っている。</p> <p>まさに隣接する客先と一体（自ら原材料として使用するために保管）となった事業場といえるものであり、他所に販売をすることを目的としていない。</p> <p>このような事業場は、規制対象外で良いのではないか。</p>	<p>お寄せいただいた情報だけでは、条例で定める「特定再生資源屋外保管業」に該当するかどうか正確な回答はできませんが、一般論として「自ら原材料として使用するために保管をするもの」とは、製造業を行う事業者が、製品の原材料とすることのみを目的として購入した特定再生資源を、原材料として使用するまでの間、一時的に保管する場合などというものであり、製造業を行う事業者に卸すために特定再生資源を買い付けて保管している場合などは、他社への販売を目的として保管するものであって、「自ら原材料として使用するために保管をするもの」に該当しません。</p>